

寒川町財務規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～ (歳入の徴収又は収納の委託) 第57条 歳入徴収権者は、政令第158条第1項の規定に基づき歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託しようとするときは、当該委託をしようとする歳入、相手方の住所、氏名及び当該委託を必要とする理由その他必要な事項を記載した書類に当該委託契約書等を添えて、町長の決裁を受けなければならない。 2 収入事務受託者 _____ は、歳入を徴収し、又は _____ 収納したときは、その計算内訳を明記した納付書により直ちに指定金融機関等に払い込まなければならない。 3 収入事務受託者 _____ は、当該受託に係る事務を執行しようとするときは、身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 第57条の2 歳入徴収権者は、政令第158条の2第1項、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第80条の2、介護保険法(平成9年法律第123号)第144条の2、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第114条及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第4項の規定に基づき歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託しようとするときは、次に掲げる基準を満たしている者に委託しなければならない。 (1) 公金の徴収又は収納の事務に関し、十分な取扱い実績を有すること。 _____ _____ _____ (2) 経営基盤が安定していること。 (3) 徴収し、又は収納した歳入の内訳	～略～ (公金の徴収又は収納の委託) 第57条 歳入徴収権者は、法第243条の2第1項の規定により指定しようとするときは、省令第12条の2の12第3項の規定により準用する同条第1項の規定に基づく申出書に関係書類を添えて、町長の決裁を受けなければならない。 _____ _____ 2 指定公金事務取扱者は、歳入を徴収し、又は歳入等を収納したときは、その計算内訳を明記した納付書により直ちに指定金融機関等に払い込まなければならない。 3 指定公金事務取扱者は、当該受託に係る事務を執行しようとするときは、身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 第57条の2 法第243条の2の5に規定する普通地方公共団体が定めるものは、次に掲げる歳入等とする。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (1) 地方税(当該地方税に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第1項第14号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。) (2) 分担金 _____ (3) 負担金 _____

を正確に記録し、かつ、適正に管理
することができること。

(4) 徴収し、又は収納した歳入を指定
した日までに遅滞なく指定金融機関
に納付することができること。

(5) 個人情報の保護に関し、十分な管
理体制を有すること。

(6) 徴収又は収納に係る情報を電子計
算機により処理し、その電磁的記録
(電子方式、磁気的方式その他の知
覚によつては認識できない方式で作
られた記録をいう。)を管理し、提供
することができる体制を有するこ
と。

(加える)

(加える)

(加える)

(加える)

2 前条第1項及び第2項の規定は、前項の
規定によりその事務を委託する場合に
ついて準用する。

(指定納付受託者)

第57条の3 町長は、政令第157条の2各号
に掲げる要件のいずれにも該当する者
を指定納付受託者に指定することがで
きる。

2～4 (略)

～略～

(償還金の支出)

第78条 会計管理者は、政令第165条の5
の規定による請求を受けた場合で、小
切手の所持人が亡失により当該小切手
を提出できないときは、当該小切手の
除権判決の正本を提出させた後に償還
の手続を行うものとする。

～略～

(4) 不動産売払代金

(5) 過料

(6) 損害賠償金(第8号に掲げる遅延損
害金を除く。)

(7) 不当利得による返還金

(8) 第2号、第3号及び第5号に掲げる
歳入に係る延滞金並びに第3号、第4
号及び前2号に掲げる歳入に係る遅延
損害金

(9) 政令第173条の2第1項各号に規定
する歳入

(10) 前各号に掲げるもののほか、町
長が収納に関する事務を委託する必
要があると認める歳入等

(削る)

(指定納付受託者)

第57条の3 町長は、政令第158条各号
に掲げる要件のいずれにも該当する者
を指定納付受託者に指定することがで
きる。

2～4 (略)

～略～

(償還金の支出)

第78条 会計管理者は、政令第165条の4
の規定による請求を受けた場合で、小
切手の所持人が亡失により当該小切手
を提出できないときは、当該小切手の
除権判決の正本を提出させた後に償還
の手続を行うものとする。

～略～

(返納手続)

第88条 支出命令者は、歳出の誤払い若しくは過渡し、前金払をし、又は私人に支出の事務を委託した場合の精算残金を返納させるときは、戻入命令書を作成し、会計管理者に通知しなければならない。

2・3 (略)

～略～

(支出事務の委託)

第91条 第57条の規定は、政令第165条の3第1項の規定に基づき私人に支出の事務を委託しようとする場合に、これを準用する。ただし、同条中「歳入徴収権者」とあるのは「支出命令者」と読み替えるものとする。

(加える)

～略～

(職員の指定)

第125条 法第243条の2第1項後段の規定により賠償の責を負う職員の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(5) (略)

(事故報告)

第126条 法第243条の2第1項前段に規定する亡失又は損傷した職員は、直ちにその旨を上司に報告しなければならない。

2 部長又は主管の長は、法第243条の2第1項後段の規定に該当する事実が認められるときは、直ちにその事実を詳細に記載した報告書を作成し、会計管理者を経て、町長に報告しなければならない。

～略～

(返納手続)

第88条 支出命令者は、歳出の誤払い若しくは過渡し、前金払をし、又は歳出の支出に関する事務を委託した場合の精算残金を返納させるときは、戻入命令書を作成し、会計管理者に通知しなければならない。

2・3 (略)

～略～

(公金の支出の委託)

第91条 第57条第1項及び第3項の規定は、法第243条の2第1項の規定に基づき歳出の支出に関する事務を委託しようとする場合に、これを準用する。ただし、同条中「歳入徴収権者」とあるのは「支出命令者」と読み替えるものとする。

第91条の2 指定公金事務取扱者は、法第243条の2の6第3項の規定に基づき会計管理者へ報告するときは、その支出の結果を明示する書類を添えて速やかに行わなければならない。

～略～

(職員の指定)

第125条 法第243条の2の8第1項後段の規定により賠償の責を負う職員の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(5) (略)

(事故報告)

第126条 法第243条の2の8第1項前段に規定する亡失又は損傷した職員は、直ちにその旨を上司に報告しなければならない。

2 部長又は主管の長は、法第243条の2の8第1項後段の規定に該当する事実が認められるときは、直ちにその事実を詳細に記載した報告書を作成し、会計管理者を経て、町長に報告しなければならない。

～略～

附 則

(施行期日)

	<u>1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 改正後の寒川町財務規則第57条第1項及び第2項並びに第91条(第57条第4項の規定を準用する規定を除く。)の規定は、地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)附則第2条第2項の規定により指定公金事務取扱者を指定しようとする場合について適用する。</u>
--	--